

第6回 JASRAC著作権ゼミナール

講義：著作権制度の概要

講師：岸本 織江 氏

横浜国立大学大学院国際社会科学部 准教授

2009年11月24日 大阪国際交流センター 2階大会議室 さくら

はじめに

ただいまご紹介いただきました岸本でございます。

今、もず先生の教え子の学生さんのすばらしい楽曲を聴いて、やっぱり作品の持つ力は大きいな、いろいろと紙で説明するよりも直接作品を聴いてもらったほうが人の心に対する訴求力が大きいなと思いながら拝聴していたんですけども、それはさておきまして、私に与えられました課題は著作権制度の概要について説明させていただくというものでございます。

きょうは、学校の先生方がたくさんいらっしゃると思うんですけども、先生方ご存じのとおり、学校における著作物の利用ということに関しましては、著作権法の中で例外の規定、例外措置があつて非常に大幅な自由利用が認められているところではあるんですけども、ただ例外を知っているだけではうまく著作物との付き合いができないというのは当たり前の話でして、例外をうまく活用するためにはまず原則のほうからきちんと理解していただく必要がありますので、きょうはもう大体著作権については知っているよという方も私の話を聞いていただいて知識の再確認をしていただく、あるいは大体の制度の概要はわかっているんだけど、実際具体例としてこういうことがあるんだけどもどうなんだろうとか、こんなことで困っているとかいうことがありましたら、せっかくゼミナールというタイトルがついている会ですので、私のほうに教えていただけましたら大変勉強になりますので、その辺よろしく願いいたします。

最初に、学校現場でこういう著作物利用が多いんじゃないかという例を3つほど挙げさせていただきます。1つ目は「インターネット上で見つけた写真を利用して授業用の資料を作りクラスの児童生徒に配りたい」というものです。これは、先生方は毎日授業用の資料をご苦労されてつくっておられると思うんですけども、そのための素材をインターネットで見つけたという例です。ということは、人の著作物ということになるんですけども、それを勝手に使っているんじゃないかという疑問が出てくるわけですね。この場合、写真が著作物なんですけれども、そうするとその写真を撮った人が著作者であつて、それを利用して授業用の資料をつくるということであればまずコピーをしなくてはなりませんので、それが著作権という権利の対象になる利用行為なんです。ただ、先ほど言いましたように、学校現場で大幅な自由利用が認められているというのは、まさに授業用に人の著作物を使うという場合を想定しているわけですので、こういう利用は著作権が関係あるかと言われるとあるんですけども、自由にできるという例外規定が設けられている場合に該当します。

2つ目の例は、「学校のHPに児童生徒が図工の時間に書いた絵を載せたい」というものです。今、学校紹介のウェブサイトを開設しておられる学校がたくさんあると思うんですけども、そこにその学校の様子を最もよく紹介するものとして、既存のキャラクターなどを使うことができないということもあるんですけども、児童生徒がつくった作品を載せて紹介したい、このような利用例は大いにあり得ることだと思います。そうすると問題

になるのは、児童生徒がつくった作品、これが著作物でそれをつくった児童生徒が著作者ということになるわけですね。それをホームページに載せるということは、サーバーに記録を保存しているということになるわけですから、そこに複製という行為があって、しかもアクセスした人にそのデータを送るというところに公衆送信——送信をする——という行為があるんですけども、そのどちらも著作権という財産権の対象になる利用行為ですから、これも大いに著作物・著作権が関係する事例ということになります。

ただ、児童生徒が著作者なわけですから、この場合ですと、児童生徒に「作品を載せていい？」と聞いていただいて、「いいよ」と言ってもらえれば、問題になることはないと思います。

それから先生方、テストの問題をつくるということに大変苦勞しておられるのではないかと思います。私も自分が今、教育の末端に携わっていて、試験の問題をつくるのがすごく大変なことだと実感しているんですけども、過去のものと同じ問題を出したくない、でも新しくゼロから作るのは大変だということで、何とか既存のものを利用したいということがあるかと思います。この場合、市販の問題集というのは著作物なんだろうか。それを使ったら著作権の問題が生じるんだらうかというところに疑問を持たれるかと思います。これについては、問題の書き方にもよっていて、例えば非常に長い文章問題が書いてあって、それに対する理解を問うような設問があるという構成のものに関しては、文章部分にそれを書いた人の著作権が発生する著作物だということになります。単純な計算問題とか、あるいは漢字の穴埋め問題のようなものと、それ単体では、著作物ということにはならないと思います。その辺は後で著作物の定義についてのお話をさせていただきたいと思います。

ただ、問題集の何ページから何ページまでを全部使いたいということになったときに、問題集というのは、編集著作物という著作物に該当する可能性があるんですね。大体どういう年齢層のどういう理解力、読解力のようなものを調べたいか、そのための問題としてどれが適切であるかということで、いろんな問題を組み合わせで問題集というものがつくられていますから、素材の選択と配列に創作性があるものは編集著作物として、個々の問題ではなく問題集全体として著作物という扱いを受けることになります。そうするとその問題集という体をなしている部分、1問とか2問であれば、多分その「問題集」を使ったということにはならないと思うんですけども、何ページから何ページまでまとめて使ったということになると、それは「問題集」の部分利用をしたということになるわけですから、人の著作物の一部分を勝手に使ったということになるわけですね。それを期末テストとして使っているかという問題が生じます。

実は、期末テストに使うということに関しては、36条という条文があります。さっきの授業用資料に人の著作物を使うことについて自由利用を認める規定は35条ですけども、その次の条文に試験問題として他人の著作物を自由に使ってもいいと書いてあるんですね。ただし、市販の問題集のようなものの売りに影響を及ぼすような形で使っては

ならないという条件がありまして、それとバッティングするなら使えないということになってくるんですね。ですからケース・バイ・ケースで、どのぐらい使うのかという程度問題ではあるんですけども、これもやはり学校で使うんだから、テストで使うんだから、全く自由に使っていいんだよということではないということですね。

このように学校関係者にとって身近なところで、利用しようとしているものが著作物に該当する可能性があって、使い方によっては作った人の著作権を侵害する可能性があるということですね。

学校教育と著作権との関わり

これに限られず、学校現場では、広く学校運営と学習指導上の活動に分けてありますけれども、いろんなところで著作物とのかかわりが出てくると思います。学校運営上ですと、例えば、学校だよりというものを先生方がつくられる。あるいはホームページを作成して公開し、日々更新される。それから、職員会議とか研修のための資料をつくられるというところでも、それぞれ人の著作物を使う機会、あるいはご自分たちの著作物をつくってその利用許諾をするという機会もあるかと思えます。

学習指導上の面を考えてみても、日々行っている授業の中で使う教材の作成、児童生徒に発表資料をつくらせる場合、試験問題の作成、学校図書館での図書貸し出しなどで著作物との関わりがあります。図書も著作物ということになるわけですから、それを貸し出すというのも、著作権の対象になる1つの利用行為です。それから、お昼休みとか掃除の時間に、校内放送でCDなどの楽曲を流すということがあると思うんですけども、その楽曲の利用というのも、これに関しても例外として自由利用が認められているんですけども、著作物とのかかわりが大いにある利用行為です。それから、特別活動の中で、例えば文化祭での劇の上演、音楽の演奏などを児童生徒がする場合があると思うんですけども、これも人の著作物を使っているのであれば、その著作物を——これも自由利用が認められているものではあるんですけども——どこまで使っていいのかという問題が出てくるんですね。

こういうふうに見ていただきますと、学校は、児童生徒とか先生方も日々著作物をつくっていらっしゃるという面もあるんですけども、教育を行う上で、既存の著作物を、複製、コピーして、それを子供たちに伝えていくという活動を日々行っているところである。要するに、著作物に取り囲まれている著作物の宝庫のようなところなんです。その一方で、著作物をたくさん使っているだけけれども、行っている事業の公益性の高さから、教育目的の利用というのは権利者の許可を必要としないとされている場合が多い。そういう特殊な組織であるということをもっと最初に認識していただきたいなと思います。

なぜ著作権が注目されているのか？

本題に入ります前に、なぜいま著作権が注目されているのかという、最近の著作権制度

をめぐる状況について、ちょっと一言お話ししておきたいと思います。著作権法自体は、明治32年に今のような形の法律がつくられて、110年の歴史がある法律なんですけれども、長らく一部の人が知っていれば済む、事足りるという法律であって、一般の人はあまり著作権制度というものを知る機会はなかったし、知る必要もなかったという状態が続いていました。

それが、この10年あまりの間に、ものすごく大きな変化が出てきている。それは何なのかと言いますと、まず1つは、世の中全体が知識社会になってきていて、社会にとって有用な情報に関する権利、知的財産権の持つ重みというものがものすごく増しているということです。これからは、知的財産というものをいかに早く囲い込んで、そしてそれをうまく利用していくかということが、国際競争力とか企業競争力のカギになっています。特に著作権というのは、どんな人でも毎日毎日、読んだり聴いたりするだけではなくて、自分たちがコピーをしたり、自分たちがオリジナルにつくり出したり、いろんな形でかかわっている、日常生活で周りにあふれている知的財産であるということが言えるわけでして、そのようなものが、この10年ほどの間にデジタル化、ネットワーク化が急速に進展してきたことによって——要するにパソコンとインターネットが普及してきたことによって、ただただマスメディアが流してくるものを見たり聞いたりしていればいいだけではなくてきたというところが、大きな変化と言えらると思うんですね。

少し前までは自分たちでつくったものを発信する手段というのがそれほどなかったわけなんですけれども、今では自分のウェブサイトを開設してそこに貼りつけておけば、全世界に対して発信することができる。あるいはそれだけではなくて、人の著作物を簡単にコピーしたり加工したりして、それを瞬時に全世界に発信することも簡単にできてしまう。そうすると、今までは出版社とかレコード会社とか放送局といった、いわゆるマスコミのプロの方たちが、ちゃんと著作物をつくる人たちとの間で権利処理をして、世の中に対して著作物を伝えていってくれば、何の問題もなかったわけなんですけれども、自分たちでつくって、自分たちがどんどん世の中に発信していくことが可能になってくると、プロ、アマを問わず、だれでも権利者になり得るし、だれでも利用者になり得るということになってくるわけです。そうすると、今までのように著作権制度なんて知らないけど、別にそんなことで問題が生じたこともないし、知る必要もないということを言っていられなくなってきたということです。これがものすごく大きな、ここ10年ぐらいの変化と言えらるのではないかと思います。

もう1つ、学校に対する期待の変化というのも挙げておきたいと思います。今、学校というのは、地域社会とか家庭とのコミュニケーションの機会がものすごく増えていると思います。ちょっと前までですと、あまり学校の内部に地域社会の人が入る機会というのはなかったと思うんですけれども、今は開かれた学校ということで、あらゆる機会をとらえて、地域社会とのコミュニケーションをとるという機会が増えているということが言えらると思います。そうすると、外からの目が入ってくるわけですから、著作物の扱い方、著作

物とのつき合い方に関しても、当然外部の人の目というものを意識せざるを得なくなってきた。自分たちがつくった著作物であれ、ほかの人がつくった著作物であれ、あるいは地域社会の人がつくったものであるかもしれないんですけども、いずれにしても著作物というものと適切につき合っていく必要性というのが高まってきたということです。

それから、現在新しい学習指導要領が順次施行されていこうとしているところですけども、ちょっと前までは、技術家庭とか情報という高校の一部の科目だけで、知的財産権特に著作権ですね——について扱うという記述が入っただけだったんですけども、新しい学習指導要領では音楽や美術など、扱う科目も増えてきて、それから中学校の学習指導要領にも入ってきたということで、より低学年から広範囲に著作権に関する指導をすることが盛り込まれています。そうすると、やっぱり先生方も著作権制度について一部の人が知っていればいいということでは済まないような状況になってきたのではないかと考えております。

教員としてなぜ著作権を学ぶのか

教員として著作権をなぜ学ぶのかということについては、まず、学校も1つの社会の組織なわけですから、社会的責任を負う組織の一員として、社会人として当然法令遵守をしていく必要があるということがいえます。その法令の中には著作権法も入るわけですので、教育活動において自由で柔軟な発想というのも大切なんですけれども、最低限のルールとして法令を学んで、それを遵守していく必要があります。

それから、さっきも言いましたように、学校ではその行っている事業が非常に公益性が高く、最適な著作物を教材として利用する必要があるということで、大幅な自由利用が認められていますので、そのメリットを最大限に生かしていただくためにも原則と例外規定についての正しい理解をしていただく必要があります。

さらに進んで、ただご自分たちが使うためだけではなく、学習指導要領でもいろんな科目に著作権に関する指導が入ってきているわけですから、子供たちに対して今後のネットワーク社会を乗り切っていくために、どういうルールを教えればいいのか、そのルールの中には、当然著作権の尊重も入っていると思うんですけども、他人の気持ちとか財産の大切さというものを理解させる必要があるということです。そのためには、どういう教材、どういう方法をとれば効果的な著作権教育ができるのかということを考えていただく必要があるという意味でも、著作権というものを学んでいただく必要性というのが高まっているのではないかなと思います。

著作権法の目的

著作権制度の説明に入っていきます。まず著作権制度の目的については大きく分けて2つあります。

1つ目は、著作者等の権利の保護です。かぎ括弧で書いているのは、著作権法の第1条

の条文をそのままここに載せているんですけども、「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め」「権利の保護」と、ちょっとアンダーラインを引いてありますけれども、権利の保護がまず第一に挙げられています。ここで、著作物だけではなくて、実演、レコード、放送、有線放送というのが入ってきています。これは知らなかったという方はあまりいらっしやらないと思うんですけども、著作権法では実は著作物をつくった人だけではなくて、実演をする人とか、レコードの音を固定した人、それから放送とか有線放送をする人の権利も守られています。それはなぜなのかというと、著作物というのはつくられただけでは十分世の中に伝えることはできなくて、ということは、世の中の人とその作品のすばらしさを充分享受することができない。じゃ、どうするかというと、歌手とかミュージシャンの方、あるいはレコード会社であるとか、放送局、有線放送局、つまりテレビ局、ラジオ局ができ上がった作品を世の中に広く伝えることによって、世の中の人々が初めてその作品のすばらしさを享受することができるわけです。ですから、つくった人ももちろん保護する必要があるんですけども、それだけでは作品がうまく回らないので、それを世の中に伝えるという大きな役割を担っている人たちもあわせて保護することで作品が広く利用されて、最終的には利益をつくった人のほうにも還元されて、次の作品を生み出す原動力になるという発想で、著作物をつくった人、つまり著作者だけではなくて、これらの隣接する権利を持っている人、著作隣接権者と言うんですけども、実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者も著作権法では守られています。

第一の目的は権利の保護なんですけど、あわせてもう1つの大きな目的がこの第1条には書かれています。それは、もう1つのアンダーラインのところなんですけど、「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ」というところです。文化的所産の公正な利用にも配慮しなくてはならない、これが2つ目の目的です。そして最終的に「文化の発展に寄与することを目的とする」、最終的に目標としているのは文化の発展であると書かれています。

公正な利用に留意しなくてはならないのはなぜなのかということですけども、基本的に作品をどんどんつくっていただくためには、著作者——著作物をつくった人——の権利を保護しなくてはならないんですけども、ただそれらの人たちの権利を保護していれば文化が豊かになっていくのか、豊かな社会になっていくのかということ、そうはならないわけですし、文化の発展を目指すためには、社会の中のいろんな人が、どんどんいろんな文化活動をして、いろんな作品を生み出すということがベストなわけですね。そうすると、ただ作品をつくった人の独占的な権利というのを守ればいいだけではなくて、それ以外の人々が、でき上がった作品を楽しむ機会というのを保障して、それによってまた次の新しい作品を生み出していくという機会を認める必要があるわけです。それらが相まって、世の中でたくさんの作品が生み出されるということにつながっていくわけですので、そのどちらも大事だということなんです。つまり、この両者のどちらかがより大事だということではなくて、どちらも大事なんだと、両者の適切なバランスが大事なんだというこ

とになります。

著作権制度とは？

次に著作権制度の全体像を見てください。先ほど言いましたように、著作物をつくった人が著作者であって、そしてこの著作者の権利は作品をつくったときから何の手続きも必要とせず創作と同時に発生することになっています。我が国は、この無方式主義という著作権制度の大原則をとっています。そして著作者の権利としては、著作者人格権と財産権である著作権があります。さっきも言いましたように、それ以外に著作物を伝える人たち、伝達者としての実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者の著作隣接権というものもありますので、作品を利用するときにかかわってくる場合もあります。

基本的には、利用者——著作物、作品を利用したいと思う人——はどうかというと、例えばCDの音源などを利用したいという場合には、作詞家、作曲家といった楽曲の著作者だけではなくて、楽曲を演奏している、あるいは歌唱をしている実演家との間でも、それからCDの音源を利用したいわけですから、音を最初に固定したレコード製作者との間でも、その利用に関して「使っていいですか」ということについて、それぞれ許諾を得て契約を締結してもらわなくてはならないということになります。

もし契約を結ばずに無断で利用した場合にはどうなるのかといいますと、権利者から、民事・刑事の責任追及の制度というのも用意されていて、民事のほうでは損害賠償請求とか、侵害行為をやめさせる差止請求をすることもできますし、場合によっては名誉回復措置の請求というのもすることができることもあります。

刑事のほうは、罰則がきちんと規定されていて、著作権侵害罪という犯罪は最近結構厳罰化されてきていて、現在、懲役10年以下、または1,000万円以下の罰金という、非常に重い罪になっています。これが組織ぐるみの犯罪ということになりますと、上限が罰金3億円以下ということになっていて、非常に重みを持つ権利ということになってきています。

ちょっと話が前後するんですけども、ここで著作権という言葉の意味についてお話ししておきます。世の中の「著作権」といったときに、世の中の人はどういうことを意図してその言葉を使っているのかといいますと、実は、著作権制度で保護されている権利を全部ひっくるめて、つまり著作者が持っている権利と、著作隣接権者の権利を全部まとめて「著作権」と言っていることが多いと思います。ネットなんかでいろいろやりとりをしていて、「著作権の処理はしてあるのか」とか、「著作権の侵害をしているんじゃないの？」とか言われたときは、著作者の権利だけではなくて、これらの人たちの権利（著作隣接権）も含めて著作権と言っている可能性があります。これが一番広い意味での、世の中でのいわゆる「著作権」という言葉の使われ方です。次に広い意味のものとしては、著作者の権利という意味での使い方があります。つまり人格権と財産権を合わせて著作権と言っている場合があります。最後に一番狭い意味では、財産権だけを指して著作権というふうに使

われるんですけども、法律では厳密に言葉の使い分けをしていますから、法律で「著作権」と言えば財産権のことなんです。法律では著作権者の権利のことは著作権者の権利と、人格権のことは著作権者人格権と呼び分けていますし、実演家などの権利は著作隣接権と呼び分けていますから、法律で「著作権」と言えば財産権のことなんですが、世の中的にはおそらく財産権だけの意味で使っていることは少なく、もっと広い意味で使っている場合のほうがほとんどだと思います。その辺はやりとりをしている相手がどういう文脈でその「著作権」という言葉を使っているのかというのをよくよく確認しながら話をしてもらわないといけないこともあると思うんですけども、法律では「著作権」と言えば財産権のことです。ただ、わかりづらいので、解説書なんかでは、財産権のことは著作財産権と書いてあったりもするんですね。それはいわゆる呼び名といいますか、解説のための用語ということであって、法律上の用語では著作財産権という言葉はないんです。

話をもとに戻しまして、基本的には各権利者——権利を持っている人たち——との間で契約を締結していただかないと使うことはできず、勝手に使うといろんなペナルティーを課される可能性があります。今までの話は全部権利の保護に関する話なんですが、著作権制度は権利の保護だけを推奨しているのではなくて、権利の保護も大事なんですけれども、一方ではその公正な利用に留意しなくてはならないと書いてあるわけですね。その部分はどういうふうに制度的に措置されているのかといいますと、1つは、権利者が使っていいとか悪いとか言えない場合があります。つまり逆のほうから見ますと、利用者が勝手に使ってもいい場合があるんですね。一定の要件を満たす場合には権利者の「許諾を得ずに利用できる」いわゆる権利制限規定と言われるものがありまして、学校の中でも権利制限規定を利用して、自由に人の著作物を先生方が使っていらっしゃることが多いと思います。これは、公正な利用への留意の1つのあらわれということになります。

もう1つは、保護期間というものです。著作権の権利を守って創作意欲を保つために、ある一定期間集中してその利用から生まれる利益というものを、つくった人（著作者）に還元させることが必要なんですけれども、ただ、そのような独占権が永久に認められてしまうと、作品を自由利用できる人が限られていますから、その作品をいつまでたってもそれ以外の方が広く使うことができないということになります。それでは、権利の保護と公正な利用の確保のバランスがとれなくなってしまいますから、著作権では保護期間というものを定めていて、一定期間は独占権を著作者などに認めますけれども、一定の保護期間が満了してしまえば、あとは自由利用ということにだれでも自由に使っていいという制度になっています。著作物の場合には、現在この保護期間は、著作者の死後50年間というのが原則になっています。最近新聞報道で、鳩山総理が70年にするとおっしゃったという報道がありましたけれども、今のところはまだ50年です。保護期間が経過すれば、普通の財産権ですと国庫に帰属するんですけども、著作物の場合には社会で自由に使うことによって、どんどん新しい創作活動につながっていくことを期待して、国庫に帰属させるよりは自由に開放したほうがいいということで、自由利用ができるようになって

ています。ここでいう保護期間は財産権についてのものであって、著作者人格権は著作者の死後も一定程度は保護されることになっていますが、基本的に著作者の生存期間のみ保護されます。

著作物とは？

次に、著作物とはどういうものをいうのかという話をさせていただきます。著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」です。これが著作物の定義であって、著作物とは何なのかと聞かれれば、この定義に当てはまれば著作物だし、当てはまらなければ著作物じゃないというのが答えということになります。世の中の的には、「著作物と言えば小説とかでしょうか？」とか、「写真でしょうか？」「絵でしょうか？」「音楽でしょうか？」「映画でしょうか？」とか、いろいろあると思うんですけども、映画だから著作物なのか、写真だから著作物なのかということそうじゃないんですね。これらの条件に合うもので、たまたま写真のジャンルに入っているものは、写真の著作物、たまたま映画のジャンルに入っているものは映画の著作物といえますけれども、映画だったら全部著作物とか写真だったら全部著作物ということもないです。作品の種類、ジャンルによっては、そこに入るようなものは大体著作物になることが多いですねというものがあったり、そのジャンルに入っているから著作物かというとなかなか厳しいですねとか、種類によって違いはありますけれども、写真だからとか、ゲームだから全部著作物であるかということそうではないということです。著作物かどうかは、あくまでもこの定義規定、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」であるかそうでないのかによって判断される。ここは覚えておいていただきたいと思います。

ただ、著作物の定義だけではわかりづらいということで、著作権法ではここに書いてあるようないろんなものが著作物の例としては挙げられますよという、そういう条文が——珍しい形の条文なんですけれども——一応あることはあるんですね。だからといって、しつこいようなんですけれども、小説だったら全部著作物かということそうじゃないということです。あくまでも定義規定に照らして判断していただくしかありません。

では著作物にはどういうものが入ってくるのかという概念の説明ですけれども、まず、思想または感情を表現したものでなければならない。著作権制度というのは、人間の知的な創作活動を保護することによって、文化の発展を目指しましょうという制度ですので、人間の知的な活動がなければいけないんですね。人が考えたこと、思ったこと、感じたことが表現されていなくてはならない。ではこの要件によって何が外れるのかと言いますと、事実とかデータというものが外れます。事実とかデータというと、資料的な価値のある、例えば富士山の高さは何メートルであるとか、いろんな自然界の法則とか、そういうものもあるんですけども、それはたとえ発見や測量のために非常に多額の資金をかけたとか、多大な労力をかけたということがあったとしても、それと著作物かどうかということは全

く無関係です。ですから、例えば歴史上の有名な人物が今までは何年に死んだかわからなかったけれども、いろんな資料を精査して明らかになった新事実として、何年に死んだかわかりました。それは著作物かと言われると、違うんですね。その発見自体はすばらしいことですが、それはそれなりの研究のプライオリティーや名誉はあると思うんですけども、だからといって著作物として著作権が保護されるのかということではないということですね。そういう事実というのは、著作物としてだれか一人の人間に独占させるのではなくて、広く社会で利用されるべきものなので、著作物としては保護しませんよということになっています。同じように、ゲームのルールなども思想または感情の表現とは言えないので、そういう人為的な取り決めも著作物からは外れるということになります。

次に、創作的に表現されたものでなければならぬ。この創作性の要件というのは、すごく判断が難しく、争われることの多い要件になるんですけども、独創性があるということではないんですね。だれも考えつかなかったようなおもしろい表現、だれも考えつかなかったような学術性の高い表現でなければならぬのかということ、そういうことはないんです。創作性というのは何のことかと言われると、通常は個性があらわれていることだと考えられています。その人なりのオリジナリティー（個性）があらわれていれば創作性があるということで、著作物であるという判断に近づくんですね。

ではどういうものが除かれるのかということ、1つ目はほかの人のまねをしてつくられたものです。ほかの人のまねをしてつくったということは、まねされた人の個性は出ているのかもしれないですけども、まねをした人の個性は出てないわけですから、まねをしてつくった人の著作物ではないということになります。

それから、ほかに個性がないとされるものとしては、だれでも書きあらわそうとすれば似たような表現になってしまうようなありふれた表現であるとか、あとは定型的な文章があります。契約書の文言とか時候のあいさつのようなものは、その人なりの個性があらわれているとは言えないですから、こういうものも創作性があるとは言えないということで、著作物ではないということになるわけですね。

そういうものは、特定の人間に権利を独占させるのではなくて——特定の人間に権利を独占させるとほかの人が使えなくなってしまうから——その人なりの個性があるものかどうかということ判断基準として、独占させるのにふさわしいかどうかというのを振り分けていくということになります。

そのほかにも、ここに「コンピュータ・プログラム」ということが書いてありますけどもコンピュータ・プログラムや、あるいはその斜め上に「地図」とか「図表」と書いてあって設計図は著作物たり得るということになっているんですけども、設計図とかコンピュータ・プログラムのようなものは、一定の知識、プログラミングとか図面を引く専門的な知識を持っている人がつくれば、大体似たような表現になるんですね。どういうものをつくるのかということが違っているだけで、そのものをつくろうとすれば、大体専門知識を持っている人が書いたり、あるいは専門知識を持っている人が、どんな仕事をさせ

るかということを決めてからプログラミングをすると、似通った表現にならざるを得ない。あまりにも機能的・実用的な性格を持つものであるがゆえに、機能性とか実用性に制約を受けて、表現の選択の幅がかなり狭い種類のものというのがあります。こういうものがその代表例なんですけれども、だれが表現しても、同じ内容のものを表現しようとするれば、似通った表現にならざるを得ないようなもの、こういうものも言いかえれば、その人なりの個性というのが出にくいわけですから、創作性があるという判断にはなかなかならないということになります。

あとは短い言葉の組み合わせというのも、あまり種類がないわけですから、そうすると表現の幅がすごく狭いわけですね。そういうものに関してだれか一人に独占権を認めてしまうと、ほかの人がその表現を使えなくなってしまうわけですから、そうすると創作性ありという判断にはなかなかならない。そういう形で個性がある、なしという形で、著作物として独占権を認めるかどうかということ振り分けていくことになるわけです。

3つ目の要件は、表現したものであるということです。これによって外れるのは何なのかというと、アイデアです。アイデアは、こういうものを考えた、思いついたという内容、その内容が斬新なものであればそれはそれですばらしいことなんですけれども、それを具体的に表現したものでないと著作物としては保護できないんですね。人の頭の中にあること、まだ具体的な形になっていないものを保護することはできない。それを独占させるわけにはいかないというのが、著作権制度の考え方ですので、具体的に表現される前のアイデアの段階のものは、いかにすばらしいものであったとしても、著作権法では保護できません。

具体例を挙げますと、ある独創的な実験手法というのを考えた先生がいました。これを使えばものすごく高い確率で一定の結果が得られるとか、新しい化学物質が得られるとか、独創的な方法を考えたそのこと自体はすばらしい研究成果なんですけれども、でも、だからといって著作物として保護されるのかということ、実験の方法自体はアイデアであって、具体的に表現されているものではないですから、著作物ではないんですね。その先生が、こういう方法を考えましたよということで、何か報告書とか論文にまとめられれば、それはその論文なり報告書が表現されたものとして、著作物として保護されるんですけれども、といって、それを読んだほかの人間が、それとは違う文章表現で、さきに言った先生が考え出した独創的な実験方法を、世の中の人に紹介したらどうなのか、それは著作権侵害なのかということと違うんですね。アイデアは保護することができませんから、具体的な文章表現が違ってれば、それはアイデアを利用されただけであって、著作物を利用されたわけじゃない、だから侵害じゃないということになるわけです。そこら辺が著作権制度の限界ということになるんですけれども、アイデアをだれか特定の人に独占させることも文化の発展にとっては好ましくないということで、このようなことになっているわけです。

最後の要件の「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」とは何なのか。これはざっと見ていただいて、文芸、学術、美術、音楽に属するようなものというのは、同じ知的創作活動であっても、工業製品とかに利用されるようなそういう範囲に属するようなもの

のじゃないという意味です。それを選別するための要件ということになります。ですから、これではじかれるのは何なのかというと、大量生産品の工業製品のデザインのようなものです。例えば、自動車のデザインのようなものなんですけれども、自動車のデザインは、デザイナーさんが一生懸命美しいデザインを考えて、人間の知的創作活動の結果としてつくられるものではあるんですけれども、でも、ここになじむようなものではないですね。文芸、学術、美術、音楽の範囲に属するものとして、著作権制度の中で守るものではなくて、もっと違うところ——具体的に言うと意匠法というほかの知的財産法があるんですけれども——で守ってもらうべきものであって、著作権制度は意匠法なんかと比べると保護期間が長いとかいろんな違いがあって、こっちで保護すべきじゃないから、この要件ではねておこうということになるわけです。

学校の中で、例えば児童生徒が、作文とか読書感想文、図工の作品、絵日記、こういうものをもしつくとします。これは、著作物の仲間に入るのでしょうかということになるんですけれども、この要件に合致するかどうかで判断していただくわけですね。子供たちの思ったこと、感じたこと、考えたことが、その子供たちなりの個性があらわれるような形で、具体的に文章なり、あるいは絵という形であらわされているのかどうか。文芸、学術、美術、音楽の範囲に属することは間違いないでしょうから、そういうものなのであれば、これは著作物であって、つくった人が著作者として保護されるということになるわけです。多分、これは言語の著作物ですね。小説とか脚本のようなジャンルと同じ、このジャンルに入るものになると思います。図工の作品ですと、絵画、彫刻等。絵日記ですとその両方ですね。言語の著作物と美術の著作物の両方に該当すると思うんですけれども、そういう形で著作物として保護されるということになります。

ここで、著作物Q&Aを入れておいたのは、なるべく具体例を挙げたほうがわかりやすいかなと思って入れておいたんですけれども、じっと見ていただいて、この中のどれが一般的に著作物ではないのか、ご自分の心の中で考えてみてください。今言ったように、著作物というのは、思想または感情を創作的に表現したものでなければならぬわけです。

1番目から言いますと、1番目は「子供が書いた」というところがポイントなんですけれども、世の中には、大人——プロのアーティスト——が書いたものでなければ著作物ではないなんて思っている人が、まれにはあると思うんですけれども、でも、そうじゃないということですね。子供が書いたとしても、その子供なりの個性を持って、感じたこと、思ったこと、考えたことが表現されていれば、これは著作物ということになりますから、これは違いますね、著作物であると。

そうすると2番目の人に見せる予定のない日記についてはどうか。人に見せる予定がないからといって著作物ではないのか。それもおかしな話で、見せる予定がなかったら保護される必要もないと思われるかもしれないんですけれども、そうじゃないですね。例えば、その日記は見せる予定がなかったけれども、たまたまファイル交換ソフトとかで流出しちゃったらどうなのかと、著作権を主張することはできないのか。それはおかしいです

ね。日記には、その日記を書いた人の思想または感情が、創作的にその人なりの個性を持って表現されていると一般的には考えられますから、これも違いますね。一般的には著作物と考えられている。

3番、特定の人にあてた手紙。これは特定の人にというところと、あとやっぱり手紙というところがひっかかるのかなと思うんですけども、過去に手紙が著作物かどうかということで争われた裁判例もあるんですけども、手紙であっても時候のあいさつとかありきたりのこと、例えば、お歳暮のお礼とか年賀状とか、そういうものであれば、それは著作物とはなかなか言いがたいと思うんですけども、その中に自分の近況とか、いただいたものへの感想とかが述べてあったりする場合には、やはりその人なりの個性を持って、思ったこと、感じたことが表現されているということになりますから、その他著作物の要件を満たしているのであれば、著作物として保護されるということになるわけですね。ですからこれも多分違うと。

4番目、推理小説のトリック、これはどうなのか。これは推理小説というところだけ見ると著作物なんじゃないのかと思われるかもしれないんですが、推理小説ではなくて、推理小説のトリックなんですね。トリックというのは、例えばどうやったら密室で人を殺せるかとか、そういう方法に関するアイデアですから、具体的に表現されているわけじゃないんですね。小説の中にトリックについての表現があれば、その表現自体は著作物なんですけれども、密室殺人の方法自体は、具体的に表現されているものではなくて、いわゆるアイデアなので、それを保護することはできないんです。ですから、推理小説の一節を勝手に使えば著作権侵害ですが、だれかが新しく思いついたトリックを使って、また違う人が違う文章表現で違う推理小説を書いたら、それを著作権侵害だと主張することはできなくなってしまいうんですね。そういう形でアイデアは保護することはできません。

⑤のアドリブでつくった音楽は「アドリブで作った」というところがポイントなんです。が、さっきも言ったように、著作物に関する著作権というのは、無方式主義で発生することになっていまして、何の方式も手続も必要ないということになっているんですね。ということは、別に何か物に固定するという手続を全然必要としていないということなんですね。ですから、アドリブでつくった音楽というのは、その場で消えていってしまうものなんですけれども、でも、だからといって著作物として保護されないのかということではなくて、たとえその場で消えていったとしても、それはその場で確実に楽器や歌声によって表現されていたわけですから、その人の思想、感情が創作的に表現されているということで、これは著作物ということになります。

ですから、答えは④ということになるわけです。これを大学生に出すと、結構みんな間違うんですね。大体、③とか⑤で間違うんですけども、こういう何らかの手法、方法といったものは、それ自体は表現ではないんだということですね。そこら辺を誤解のないようにしていただきたいと思います。

著作者とは？著作権者とは？

次に、著作者とはどういう者なのか。著作物を創作する者です。先ほども言ったように無方式主義で著作権というものが認められるわけですから、著作物をつくった瞬間は著作者イコール著作権者ということになるわけです。この場合、著作権者というのが財産権を持っている人ということになりますが、財産権というのは譲渡可能なんですね。一般的な債権とか物権と同じように人に譲り渡すことが可能ですから、最初は著作者が著作権者なんですけれども、後でお金がないからだれかに自分が書いた小説を売らしようということで、書いた小説に関する著作権を、とある出版社に売りましたということになると、書いた人は著作者ではあるんですけど、著作権者ではないんですね。著作権者は財産権を譲り受けた出版社ということになります。ですから、世の中の的に著作者と言えば、著作権について持っている人ということで、著作物の利用に関して許諾をもらってそれでおしまいと思っている人がいるかもしれないんですけども、作品が生まれた最初の瞬間ではそのとおりなんですけど、場合によっては、著作者が著作権者じゃないことがありますので、その辺注意をしていただきたいと思います。

著作者になるためには、プロ・アマを問わない。当たり前の話で、その人なりの個性を持って創作的な表現をしていれば、プロだろうとアマだろうと著作者になれるわけです。ただし、資金提供とかアイデア提供とか手伝いをしただけではだめで、具体的に創作的な表現をだれがしたのか、その表現をした者が著作者ということになります。横で手伝ったりとかあるいは最初に「そういう作品を書いたら？」ということで、アイデアを出したとしても、アイデアを出しただけで実際に表現活動をしていなければ、著作者にはなれないということになります。

もう1つ、著作者人格権なんですけれども、著作者が著作者人格権を持っていて、それは譲渡するとか放棄することはできないと考えられていますので、著作者人格権を持っているのは、最初から最後まで著作者ということになります。著作権者は財産権だけを持っている人ということになります。ですから、さっき言った例ですと、小説を書いた人が出版社に財産権を譲渡したとすれば、その小説を出版するためにだれと契約をすればいいのかというと、財産権を持っている出版社と契約をして、「その小説を出版していいですよ」という了解をもらわないといけないんですけども、中身を大幅に改変するという利用行為をしたい場合には、財産権を持っている人に話をしても仕方がないんですね。中身を大幅に変えるということは、同一性保持権という人格権にかかわる行為になりますので、そういうことをしたい場合には、著作物をつくった人——著作権人格権を持っている著作者——に「こういうふうに変えたいんですけど、いいですか」といって同意をもらわないといけないということになります。その辺り、著作者と著作権者は違う場合があるということに注意していただきたいと思います。

法人等が著作者となる場合

基本的には著作物をつくった人が著作者ということは、自然人——いわゆる人間——が著作者になるわけですが、場合によっては法人（会社など）の組織が著作者となる場合があるということが著作権法では決められています。そのための要件が①から⑤ということになるんですけれども、何でこういうことになっているのか。

1つには、著作物というのは、広く世の中で毎日どんどんつくられているんですけれども、ほかの知的財産権と違って誰がその権利を持っているのかがわかりにくいということがあります。例えば発明なんかですと、特許庁に出願をして審査請求をして査定を受けなければ、そして登録をしてもらわなければ権利として認められない。でも、逆に言うと、特許登録簿を見ればだれが権利を持っているかわかるわけです。でも、著作物というのは、つくると同時に何の方式も必要とせずに権利が発生するわけですから、どこにもだれがその作品に関する権利者かということを明らかにする書類というのがないんですね。厳密に言いますと、文化庁への登録制度というのがあるんですけれども、あれは必要とする人が使う制度であって、登録しないと権利が認められないというわけではないので、そうすると、その作品の権利者がだれなのかということが、特許制度なんかと比べると非常にわかりづらいんですね。そうすると、作品を生み出すに当たってたくさんの人的、経済的な貢献をしていて、対外的にも権利行使をしているのはだれなのか。法人の著作名義により公表される著作物であるとか、法人が権利行使をしている著作物なのであれば、そこに着目をして、法人が著作者であるということにしてしまったほうがわかりやすいのが1つの理由です。

あとは、著作権制度には人格権があるということがもう1つの理由なんですけど、ほかの知的財産権制度には、人格権というものはないんですね。一般的な民法上の人格権はあるんですけれども、制度の中で、特別に人格的に保護される権利というのは規定されていないです。著作権制度だけが著作者人格権というものを持っているんです。著作者人格権というのは、著作者が作品を生み出してから著作者が亡くなるまでずっと持っている権利であって、ほかの人に譲ることができません。そうすると会社が従業員につくらせた著作物に関して、つくった人が著作者であるという大原則を貫くと、会社はその著作物（作品）を使いたいと思ったときに、中身を変えたい場合もあると思うんですけれども、中身を改変していいかどうかということについて、その従業員に一々お伺いを立てないと使えないということになってしまうんですね。これが特許制度の発明なんかの場合ですと、職務発明の制度があって、従業員がした発明に関して、権利を譲り受けたり、あるいは製品をつくったりすることができるんですけれども、特許制度には財産権しかないわけですから、会社は従業員から後で権利を譲ってもらえばそれで何の問題もないんです。でも、著作権制度、著作物の場合には、後から譲ってもらえるのは財産権だけで、人格権に関しては譲ってもらえないので、それでは会社にとって不都合が大きいわけです。さっきも言ったように、つくった人に一々お伺いを立てないと中身を変えたりすることができない。そうしないと、権利侵害になってしまうという場合があるわけです。ですから、最初から法人な

ど団体が著作者となる制度をつくって、そうするとどうなるかという、この法人が著作者であり、著作権者であるということになるんですね。著作者人格権も法人などが持つことができる。そのためにつくったんですね。ということで、どういう場合にこの法人著作、職務著作と言われる制度が認められるかという、まずは法人などの使用者の発意に基づいて作成されるものであること。直接上司に命令されていなくても、途中段階で上司にお伺いを立てて、「いいですよ」というゴーサインをもらっていれば、これは①の要件を満たすとされています。

次に、法人等の業務に従事する者により作成される著作物であること。一般的には雇用関係があるということが前提になるんですけども、例えば、派遣社員の方なんかは、派遣先の会社とは雇用関係がないんですけども、ではそのことによって、派遣社員さんがつくったものはその会社の著作物にならないのかという、そうではないんですね。実態を見て、いろんな要素を勘案して、例えば、指揮命令をするのはだれなのか、それに対して従属する関係になっていたかどうかというところなどを実質的に見て判断するということになっています。

③が、職務上作成される著作物であること。一般的に、その職務にある者に期待されている内容の業務の結果つくられるようなものなのかどうかということで判断されるわけですね。ですから、会社の社員なんですけれども、実は小説家を目指して、家に帰ったら小説を書いていたという場合には、会社の著作物になるのかというところとそうじゃないですね。その社員は、会社の仕事とは別に、趣味でというか別の夢を追いかけて小説を書いているわけですから、その人が会社員としてすることを期待される職務の結果つくられた著作物ではないんですね。そういう場合には、仕事終了後に小説を書いていた人が著作者であるわけであって、その人を雇っていた会社は、全然何の関係もないということになるわけです。でも、その職務として期待されて、その職にある者として期待されている、その結果つくられたものなのであれば、例えば、残業時間中とか、あるいは時間外に自宅で作られたものであろうとも、この③の要件を満たすと考えられていますので、そうすると、会社などが著作者として著作者人格権と著作権を持つということになるわけです。

④が、法人等の著作名義により公表されること。対外的に、作品、文章などのようなものに法人の名前をつけて公表されているものであるという要件があります。じゃ、未公表のものはどうなのか。例えば新聞記事なんかは、没原稿がたくさんあると思うんですけども、これに関しては、記者が著作者になるのか、それとも新聞社が著作者になるのかどっちなのかという、たとえ未公表のものであったとしても、公表されるとすれば法人等の名義がつけられるようなものに関しては、④の要件は満たすと考えられていますので、さっきのような例で言いますと、たとえ没原稿であろうとも、例えばそれが流出してしまった場合には、それを止めることができるのはだれかという、おそらくそれは、新聞社が著作者として著作者人格権と著作権を行使して止めることができるということになるわけです。

最後に、契約、勤務規則等に著作者に関する別段の定めがないこと。雇用契約とか就業規則などに、著作物の権利の帰属に関しての何かの特別な定めがあればともかく、なければ、①から④までの要件を満たしていれば、法人が著作者となるということになっています。ここでいう法人というのは、人格なき社団など、要するに法人格がなかろうとも関係がないということになっていますので、例えば、学校に近い、そういう法人格を持っていない組織、PTAなんかでも、代表者の定めはPTA会長ということで定めがあるわけですから、ここでいう法人等に該当します。そうするとPTAで①から⑤までの要件を満たしてつくられたいろんな文書、写真などに関しては、だれが権利を持つのかというと、PTAが著作者として、著作者人格権と著作権を持つということになります。

プログラムの著作物を学校の先生方がおつくりになることがあるかもしれないんですけども、プログラムに関しては④の要件は要らないということになっています。これは、今までの実態を見ていますと、プログラムに関しては公表されることがあまりないからというのが理由なんですけれども、そういうことでプログラムに関しては、①、②、③、⑤だけが要件になっています。この要件を満たせば、法人著作ということで、法人がプログラムに関する著作者人格権と著作者の両方を持ちます。

教育用資料の著作権は誰のもの？

ここで、ちょっとまとめです。教育用の資料の著作権はだれのものなのか。先生方が一生懸命つくられた授業で使う資料、あれはだれが著作者人格権と著作権を持つのかということがちょっと疑問に感じられるかと思うんですけれども、無方式主義ですから、つくった人が当初の段階で、著作権と著作者人格権両方を持つということは、この場合も同じです。先生がつくったものであれば、先生が著作者人格権と著作権を持つ。児童生徒がつくったものであれば、これもその児童生徒が著作者としての権利を持つと。

ただし、注意していただきたい点が幾つかあるんですが、資料全体の著作権は教員などに帰属していたとしても、個々の素材の著作権は他者が持っている場合がある。教材をつくるに当たって、自分で作り出すことはちょっとできないんだけど、ネットとかで探せばいい写真があったとか、いい図表があったとか、いい解説文があった、それをぜひ使いたいということがあると思います。そうすると、それは、使ってもいいんです。授業で使う分には使っていて全然構わないんですけれども、例えば、それをまとめて教員研修会の資料にしたいとか、ほかの先生から、「あれ、ちょっとネットにアップしてもらいたいんだけど」とか頼まれたときに、それを勝手にしていいのかというと、ご自分がつくられた分に関しては、しても大丈夫なんですね。でも、全体として、資料全体の著作権は先生方に帰属していたとしても、個々の素材——写真の部分だけとか図表の部分だけとか——はどこから持ってきたものである場合には、その部分に関しては先生方には権利がないわけですから、資料全体は自分がつくったんだからいいよと簡単に許諾してしまっただけではいけないということですね。

個別の素材に関しては、授業で使う分には全く問題はないんですけども、例えばネットにアップロードするとか、ほかの先生方から、「これ、資料集に載せたいんだけどいい？」とか言われたときに、勝手に「いいよ」と言ってはいけません。「自分の著作権が関係する分に関してはいいけれども、素材に関してはほかの人のものを使っているから、その素材の権利者に連絡して許諾をもらってくださいね」と言わなくてはならないです。そういうことを全く無視して、「いいよ、いいよ」と許諾を与えていると、先生方の管理責任みたいなものを問われることになるかもしれませんので、そこら辺、個々の素材についても著作物として著作権というものがあるんだということを注意していただきたいと思います。

2つ目が、教育用の資料でも法人著作として学校に権利帰属する場合もあり得るということです。さっきの法人著作の制度に関係するんですが、基本的には学校の授業で使う資料、教材をつくられるときに、それが学校の意味、学校からの指揮命令によって職務上つくられる著作物なのかどうか、そして対外的に学校の名義で公表されるべきものなのかどうかという、当てはまらない場合が大半だろうと思います。基本的には、学校でその職にある者として先生方が期待されているのは、適切な教材を使って教育をするということであって、教材をつくるということではないわけですし、学校の名義で公表されるべきものでもないと思います。ですから、大体は法人著作の要件は満たさないと考えるんですけども、一部例えば、学校の組織的なプロジェクトとか、百年史とか組織的に校長先生の指示によってつくられるような、いろんな報告書とか資料集みたいなものがあるかもしれません。そういう場合には、さっきの①から⑤までの法人著作の要件を満たすとして、学校が私立学校であれば学校法人、公立の学校であれば、地方自治体が、法人等として著作者としての権利を持つということもあり得るわけです。そうすると、「自分が書いたのになあ」と思いながら、自分は許諾ができないという場合があるわけですね。ほかの人に「それを使っていいよ」という許諾を与えることができない。あるいは、勝手にウェブサイトへアップロードしてしまっただけという場合があるかもしれません。

3つ目が、これも法人著作の関係なんですけど、先生方は学校との雇用関係、教育委員会との雇用関係があると思うんですけども、生徒は関係ないわけです。ですから、学校の組織的なプロジェクトの一環として作られたものに、児童生徒のつくった絵がたまたま載っていましたが、児童生徒が書いた作文が載っていたという場合には、それはどうなるのかということ、その部分に関しては、法人著作というのは成立しないわけですから、児童生徒が自分たちの作品に関する権利を持っているわけですね。ですから、もしそういうものを載せたいということであれば、必要に応じて、権利そのものを譲ってもらうか、あるいは「こういう形で利用したいんだけどいいですか」ということで、児童生徒に許諾をもらわないと使えないということになるわけです。

このように、一口に教育用資料といっても、個々の素材はだれがつくったのかとか、つくられた経緯というものを考えると、実は先生方ではなくて、違う者が権利を持っている

可能性もあるわけです。

著作者の権利とは？

権利の内容についての説明に入ります。たくさん権利が分かれていてうんざりされると思うんですが、著作者の権利とはどういうものか。著作者人格権は3つしかないので覚えやすいと思います。しかも、公表権と氏名表示権と、同一性保持権があるんですけども、そのうち公表権というのは、自分の作品を公表するかどうかを決める権利で、公表するときに1回行使してしまったら、後はもう行使する機会がないんですね。公表すると決めてしまえば、あとはその作品が世の中に流通していても、もうとめることはできないんですね。

氏名表示権も、その作品を公表するに当たって名義をつけるのか、あるいはつけないのか、つけるとすればペンネームなのか、それとも実名なのかということを決める権利なんです。著作者が1回つけてしまうと、つけられている名前をそのまま使う分に当たってはその利用に関して全然何の問題も生じないという権利なんですね。作品を公表するときに自分の実名をつけるということを決めた、そして世の中の人が見て、じゃ、実名をつけた形で引用しましょうという形でその小説を利用した場合に、それに関して著作者は何も言えないんです。自分がつけた氏名表示のとおりに使ってもらっている分には何の問題も起きないので、氏名表示権侵害の問題は生じない。という意味で言うと、公表権と氏名表示権は最初にどういうタイミングで公表するのか、それからどういう名義をつけるのかということを決めれば、後々その著作物（作品）が利用されるに当たって、あんまり行使するチャンスが少ない権利なんですね。

ところが、同一性保持権——著作者人格権の3つ目ですけども、この権利は、自分の作品を自分が書いたままのとおりを利用してほしいという、その気持ちを守る権利なんですね。勝手に変えられたくない、改変されたくないという、そういう権利ですから、作品が利用されるごとに改変されると、それは意に反する改変だから同一性保持権侵害だということ、主張することもできる権利なんですね。

といっても、どういう場合でも主張できるかということそうでもないんですけども、ただ日本の場合には、同一性保持権というのは諸外国に比べても非常に強く保護されていて、改変行為によって、その作品の社会的な評価が上がるか下がるか全然問題にしない。諸外国の場合ですと、その改変行為によって、その作品の社会的な評価、名誉、声望が害されるような改変行為に行行使することができる権利だと決めているところもあるんですけども、日本の場合には、名誉、声望を害するかどうかは問題にしてないんです。ですから、先生方が子供たちの作文とかを見て、「この表現はおかしいから直しちゃおう」と勝手に直してしまうと、それによってその作文の読みやすさとか社会的な評価というのは多分上がると思うんですけども、それとこれとは関係ないんですね。たとえ評価が上がろうとも、児童生徒が勝手に手を加えられたくなかったと思ったとすれば、それは同一性保持

権侵害になり得るんです。勝手に人の作品に手を出しちゃいけないという権利になっています。ですから、人格権の中で一番注意しなくちゃいけないのは、同一性保持権ということになります。財産権の方なんですけど、これはたくさんあって全部で11の条文にわたって書かれているんですけど、大まかに言いますと、コピーをする権利と、あとこの上演権・演奏権からずっとこの茶色で書かれている権利は、何らかの方法で公衆に伝達する権利です。

最初の、コピーをする権利は、公衆がいるかどうかとか、公衆に渡すためにコピーするかどうかは全然関係ないんですね。とにかくコピーをつくることに複製権という権利がかかわってくるんですけども、上演権・演奏権から貸与権までというのは、いろんな著作物の伝達方法がある、例えば上演という形で公衆に伝達します、上映という形で公衆に伝達しますという風にいろんな伝え方があるので細かく分かれていますけれども、ひっくり返して言えば、何らかの方法で公衆に対して著作物を伝えるということに関する権利ということになります。その方法が今はたくさん出てきているので、例えば、送信だったり、展示だったり、頒布という、映画の著作物の複製物の譲渡・貸与ですね。譲り渡したり貸与したりとか、いろんな方法ごとに権利が分かれていますけれども、簡単に言うとそういうことなんです。

最後の2つの、紫で書かれている権利は、ちょっと趣が違ってまして、基本的に複製権から貸与権までは、ずっと最初に作られたオリジナルの形のまま利用する権利なんですけれども、最後の2つの権利は、オリジナルのまま利用するのではなくて、著作物に手を加える権利です。たとえば「自分の著作物を翻訳したいんですけど」という人がいます。翻訳をするというのは自分の作品に手を加えたいと言っているということですよ。あるいは翻案というのは、例えば映画化とか脚本化、音楽であれば編曲ということになるんですけども、自分の書いた作品手を加えたい、それに対していいか悪いかを決める権利ですね。

そして、その次の二次的著作物利用権というのは、手を加えられた結果できた、ちょっとまた違う著作物、つまり自分のもともとのオリジナルの原曲に手を加えて新しい編曲バージョンができました、ポップス・バージョンができましたということになると、ポップス・バージョンは二次的な著作物として、原曲とはまた別の独立した著作物として保護されるんですけども、でも自分の作品の創作的な表現を利用してつくられているので、自分も物が言えるはずなんです。ですから、二次的著作物利用権というのは、自分の作品に手を加えたことによって生み出された、また違う著作物に対して、オリジナルの作者が主張することができる権利ということになります。オリジナルの自分の作品に対して主張することができる権利とはちょっと違って、そこからまた違う作品が生み出された場合に主張することができる権利です。

このように、大きく分けると3タイプの権利があるということになると思います。これらの財産権には、権利制限規定という規定が定められてまして、権利主張ができない場

合もあります。

ちょっと時間が迫ってきましたので、飛ばしていきますね。

複製権についてなんですけれども、複製というのは、「著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により」、いろいろ方法はあるんですけれども、とにかく有形的に再製する。何か有体物、形のあるものに再現すること、それが複製ということになります。

いろんな例がここに挙がっていますが、印刷とかコピーとかウェブサーバーにアップロードしたとかプリントアウトしたとか、いろいろありますけれども、全部、これ形のあるものに、そのもともとの著作物の情報が再製、再現されています。全部複製です。できるコピーの品質は全然関係ないですから、デジタルであるとかアナログであるとかの方式は問いません。

世の中には、非営利目的だったらコピーしてもいいと思っている人もたまにいますけれども、あと、1部だったらいいだろうとか思っている人もいますが、それは関係ないですね。部数とか営利・非営利の利用目的は関係ない。

それから、微修正をする場合、全く同じものとしてコピーすることをデッドコピーというんですが、デッドコピーでなくて、一部カットされている場合、例えばイルカの絵の波のところが背景に入らなかったで波をカットしました、イルカだけ使いましたという場合に、「ちょっとカットしたから、もう複製じゃない。複製権侵害じゃないじゃないか」と思われるかもしれないんですが、そうじゃないんですね。ちょっと手を加えてあったとしても、全体としてできたコピーのイルカの絵が実質的にオリジナルの作品と同じなのであれば、これは複製ということになるので、勝手につくってしまうと、複製権侵害ということになります。

公衆送信権。最近ですと、これが問題になるケースが多く、複製権と並んで、非常に重要な権利になっていると思います。この中には、放送、有線放送と自動公衆送信が入ってきます。それ以外にも、自動ではないという意味で「手動の送信」と書いている行為も入ります。自動公衆送信というのは、いわゆるインターネットでアクセスがあったら自動的に送信する、そういう形態の送信行為ですね。それに対して手動というのは、アクセスがあったらということではなくて、リクエストがあったらその都度、ファクスで流すとか、その都度メールに添付ファイルとしてつけて流すとか、そういうことを念頭に置いて「手動」と書いているんですけれども、そういうものを全部ひっくるめて、電気通信回線を通じて公衆に著作物を送信すること、これが公衆送信権の対象になります。

放送、有線放送と自動公衆送信の違いは何なのかといいますと、一斉に同じものが送られているのか、そうじゃなくて、個々のユーザーからリクエストを受けて、そのたびに自動的に送信しているのかという、その違いなんです。

自動公衆送信には、実際に送られていなくても、「いつでもリクエストがあったら送れますよ」という状態にすることも含まれます。まだ送られてないですから、送信の前の段階でしかなく、それを「送信可能化」というんですが、送信可能な状態にする、そのことに

も権利を認めています。

何でそういうことになったのかというと、権利者から見ると「自分の作品が勝手に使われているな」というのはウェブサイトを見ていればわかるんですけども、実際にそれがだれかからリクエストを受けて送信されたかどうかということを立てるのは、すごく難しいんですね。大体、インターネット・プロバイダーは簡単にそんな記録を開示してくれないですから、そうすると、送信されなければ権利侵害だという主張はできないんだということになってしまうと、権利を認めた意味がないですね。ですから、自動公衆送信には送信可能化の段階からもう権利行使ができるようにして、権利の実効性があるようにしたというのが理由です。実際送信可能な状態になっているだけで、そのデータを送る前に消去させるような差止請求ができるようになっています。

二次的著作物の利用に関しては…

二次的著作物利用権について。これは、小説から映画をつくったという事例になっていますけれども、小説に関しては、小説を書いた人がこの翻訳権とかを持っているわけです。権利に基づいて「翻訳していいよ」とか、翻案権であれば「映画をつくっていいよ」と許諾して映画がつくられました。そうすると、映画はこの小説をもとにしているものなんですけれども、別の著作物です。このようなものを原著物に対して「二次的著作物」というんですけれども、二次的著作物についてだれが権利を持つのか。それは二次的著作物（映画）をつくった著作者が権利を持つんですが、でも、もともとはこの小説の表現を利用しているわけですから、小説をつくった人も権利主張できるはずなんですね。この映画の利用に関しては、赤字で書いているこの権利と全く同じ権利を、小説を書いた人も行使することができる。これが二次的著作物利用権という、二次的著作物の利用に関する原著者の権利ということになります。権利の一覧表で見た一番最後の権利ということになります。ここで注意していただきたいのは、二次的著作物利用権について「同一の種類の権利」であると書いてあって、原著物の著作者は二次的著作物の著作者と全く同じ種類の権利を持ってはいるんですけども、この権利を行使できるのは、小説という原著物の保護期間が存続している間だけなんですね。今年、太宰治の小説が生誕百年ということで映画化されたりしているんですけども、太宰治さんというのは早く亡くなられたので、その作品の保護期間が満了してしまっているんですね。作品の自由利用が可能な人になっている。ですから、小説が映画化されているんですけども、映画になったからといって、太宰治さんの遺族は二次的著作物利用権を行使できるのかというと、この大もとの小説の権利が消えていますから、これはもうできないということになるんですね。保護期間内にあれば同じ種類の権利を行使できるんですけども、保護期間が切れてしまうと、この権利はなくなってしまうということになっています。

まとめると、二次的著作物を使うに当たっては、二次的著作物の作者だけじゃなくて、原著者がいる場合には、その原著者にも許諾をもらわないといけない場合がある、し

かし保護期間によってはもらわなくてもいい場合があるということですね。

著作権（財産権）の保護期間

保護期間なんですが、一番最初に申し上げたとおり、作者の死後50年間というのが原則になっています。ですから、創作のときから権利が発生しますから、作品ごとに始まる時期というのは別々なんですが、終わるのは作者が死んでから50年経ったときに、一斉に保護期間が満了して消滅するんですね。これが原則の保護期間になっています。この間——作者が亡くなった後は——だれが権利行使をするのかということ、相続人、あるいは契約によって権利を引き継いだ者が、権利行使をする。そして保護期間には相続人が生きていようが、契約によって譲渡を受けたものが生きていようが、それは関係ないんですね。著作者が亡くなってから50年たてば、ご遺族の方が生きていても権利はなくなります。

ただ、この死後ということなんですが、ものによっては公表時起算の場合もあります。さっき匿名の著作物とか、あとは法人著作の場合の話をしたんですけども、そういう団体名義の著作物の場合などは、いつ著作者が死んだかという計算ができませんから、そういう場合には公表後50年間という計算になります。原則の保護期間も公表後起算の場合も今は50年ですけども、映画に関しては公表後70年になっていまして、それ以外の場合の保護期間も延ばすかどうかという議論を今しているわけです。

これは後で確認しておいてください。時間があまりないので、正しいのは、②ですね。①は、「肖像権」というところが違っていて、③は、「商業目的の放送についてのみ」というところが違ってきますね。④は、「法人が作った著作物には著作者人格権がない」のはおかしいですね。法人著作の場合には、法人が著作者人格権を持つということになります。

著作隣接権とは？

次に著作隣接権についてです。隣接権は、主要な権利はほとんどそろっているんですが、著作者の権利に比べると、見ていただいたらわかると思うんですが、実演家しか人格権がないですし、財産権のほうも種類が少なく、なおかつ中身をよくよく見てみると、権利の内容がすごく限られているんですね。たとえば実演家の場合、録音権、録画権は、映画において俳優さんの演技を録音・録画する、その最初の1回しか権利行使できないとか、貸与権は、貸レコード事業者に関してレンタルしていいよとかダメだと言えるのは、レコードが発売されてから1年間だけだとか。その後は、報酬請求権という、またちょっと違うお金がもらえるだけの権利になってしまう。そういう形で、ちょっと著作者の権利と比べると内容が狭く、そして弱くつくられています。あんまり著作権制度の中で著作権とバッティングしないようにということで作られているということになっています。

著作権の制限

権利制限規定についてですが、代表的なものとしては、30条の私的複製というものが

あります。先生方が、授業に使うために参考資料を探していました。インターネットでこれは使えそうだというものがあった。それをダウンロードする。それは複製権侵害なのかというと、そうではないということですね。自分が使用する目的、自分とかあるいはご家族、そういう限られた範囲内で使用する目的で本人が複製するのであればできます。

ただ、③、④のような例外規定があります。先生方がこういう高速ダビング機を使って複製をすとか、コピープロテクションを外して複製をされるということはまずないとは思いますが、そういうことをしてしまう場合には、30条の適用はなくなって複製権侵害ということになりますから、そこはちょっとご注意を。

⑤のところは、今年の法改正で来年の1月から施行されるものです。今違法サイトっていっぱいありますよね。違法音楽配信しているサイトもいっぱいあって、そのサイトをつくっている人はもちろん権利侵害をしていることになるんですが、そこから楽曲をダウンロードする人は、自分が楽しむという目的のためにダウンロードするのであれば、今まで私的複製であって一応権利侵害じゃなかったんですね。自由にできることになっていた。でもそれでは違法サイトがいつまでたってもなくなり、権利者の被る被害が拡大するばかりなので、これからは、違法サイトであると知りながらダウンロードする行為に関しては、私的複製から外すということになりました。ということは、今後は複製権侵害になるということなんですね。

あとは、私的録音録画補償金制度というものもあります。これは補償金を、実はメディア——CD-Rとか——を買うときにもう先生方も払っていらっしゃるかもしれないという制度です。これも30条の中で、私的複製であれば自由に複製はできるけれどもその代わりに補償金を払わねばならないとされているものです。

それから、重要な権利制限規定としては引用ですね。学校だより、学級だより、人が書いた文献の一節を引用すとか、生徒が宿題の中で一節引用するなどのケースです。引用はすごく幅広く使える規定です。なぜかといいますと、利用方法が複製だけじゃないんですね。もっと端的に言いますと、インターネットで送信するときにも使える数少ない権利制限規定が、この引用の規定で、これを使えばある程度幅広い自由利用が可能になるという非常に重要な規定なんですけれども、ただし、要件があります。

この要件は、条文を見ているだけだといまひとつよくわからないんですが、最高裁判例がありまして、まず自分の著作物と他人の著作物との間に妥当な主従の関係がなければなりません。もちろん自分の著作物が主で、持ってくる人の著作物が従ということです。自分の著作物をつくるために人の著作物を使う必然性があるって、だから持ってくるわけですから、人の著作物がメインであってはいけないんですね。それがないといけない。もう一つは、利用しようとする人の著作物がどこからどこまでなのかということが明確に区分されていなければならない。この2つの要件が非常に重要です。主従関係と明瞭区別性と言うんですけれども、この2つの要件が最高裁判例で、昭和50年代に示されてからずっと踏襲され、いろんな判例で引き継がれて使われています。ちょっと最近違う基準に基づいて

判断する動きも出てきているんですが、依然この2つの要件は非常に重要なので、十分守って使っていただく必要があると思います。

それから、必然性もないのに人の著作物を使ってはいけないということですね。学級だよりも、ちょっとだけなら、明瞭に区別されているし主従関係もあるからと、ピカチュウの絵を使ってしまうのはいけないということなんですね。そこでピカチュウを引用する必然性は全くないですから、たとえピカチュウとかドラえもんとかの絵を使いたくても、必然性がなければ使っちゃいけないということです。

あとは、公表された著作物の利用であることと、出所明示です。この下に書いてありますが、必ず出所、出版物であればだれのどういうタイトルで、何年にどこから発行されている著作物なのかということぐらいの情報は、必ず書かなくてはならないという義務付けがされています。

それから35条。非常に重要な学校現場で使われる規定ですが、ここでいう学校は、組織的・継続的に教育活動を行っている機関で、その授業の過程において使用するために、人の著作物を複製する場合に適用されます。ただし必要と認められる限度の複製でなければなりません。そして、公表された著作物でなければなりません。

この中でポイントは、②と⑥だと思います。②は「授業の過程において」と書いてあるんですが、授業の過程というのは、教育課程においてきちんと位置づけられている学校内での活動のことを言っているわけです。そうすると、教育課程外の任意の活動は入らないんですね。つまり任意の部活動は入らないんです。でも、教育課程に位置づけられているのであれば、いわゆる教科教育以外でも学校行事のような特別活動とか、道徳の授業で使うことも可能です。

⑥は、①から⑤までの要件を全部満たしたとしても、著作権者の利益を不当に害するようなことになるのであれば、結局複製してはならないと書いてあるんですね。不当に害するような複製って何なのかというと、基本的にはその作品（著作物）が市場で売れなくなってしまうような使い方をしてはいけないということです。著作者が著作物によって利益を上げる手段を阻害してしまうような使い方をしてはならない。

例を挙げますと、コンピューターソフトを一つ買ってきて、学校の情報室のパソコンに全部インストールしてしまうというのは、これはソフトの売り上げに大きな害を及ぼしますから、してはいけません。あとは、ドリルとかワークブックの例がよく例に挙げられると思うんですが、ドリルとかワークブックというのは、学校の児童生徒に買ってもらうために、教材会社が一生懸命つくっているわけです。それを、先生が教材見本をもらって丸々コピーして児童生徒に配ってしまうと、ドリルとかワークブックが売れなくなってしまうわけですから、そういうことはしてはいけません。このように、市場での代替性があるような形でコピーをしてしまうのは、絶対にやめてくださいということになります。

参考に、「35条ガイドライン」と書いてあるんですが、35条はこういう使い方をしてほしいですよという、主に⑥の要件に関してなんですけれども、権利者側のガイドライン

が公表されています。一読して、どんな感じで運用すればいいのかという目安としていただければと思います。

それから36条です。「試験のための複製についても許諾を得る必要はない」とあります。試験のときに問題として使うのはいいんですけれども、それから過去問題として授業中に配るのは教材としての利用ですから35条の適用を受けていいんですけれども、例えば近隣の小学生とかに入試問題の過去問題を、試験で使ったからいいだろうと思って自由に配っていいのかというと、それとこれとは別ですから、試験問題として人の著作物の小説の一節を使うのは問題ないんですけれども、試験じゃないときに、近隣の受験生のために、「過去問をあげるよ」と配ってしまうのは、これはおかしいんですね。試験のための複製とか、試験のための譲渡ではなくなるわけですから、こういうところまで認めているわけではない。

あとは、38条の規定によって文化祭や体育祭において非営利・無料・無報酬での上演、演奏、上映ができることになっています。ここでのポイントは、上演、演奏、上映行為自体はできるんですが、そのために必要な楽譜とか脚本のコピーまでは許されていないということなんですね。上演等をするために練習する必要があるって、練習するために楽譜とか脚本をコピーする必要があると思うんですが、そっちのほうは複製権の許諾、つまり複製権を持っている人に、「コピーしていいですか」と聞いて、許諾をもらわないとできないというところがポイントです。

あとは、そのままの形で上映、上演、演奏をするのであればいいんですが、編曲や翻案など、ちょっと表現を変えてしまうとできなくなるんですね。ここがポイントです。勝手に手を加えてしまうことまでは許されていません。

このほか、学校図書館で貸与することを認める規定もあります。

この設問で正しいのは④です。③はなぜだめかというと、さっき言ったとおり、ただし書きで書いてある6番目の要件を満たしていないので、授業で使うためであってもだめなんですね。④はなぜ正解かというと、編曲しているからなんですね。編曲して演奏することはできません。あとは、引用はほかにも満たすべき要件がありますし、複製に関しては、非営利目的かどうかというのは関係がないので、①は違うということになります。

その他の資料は、お読みいただければわかると思うんですけれども、いろいろな情報、使えそうな教材が、例えば文化庁のウェブサイトなどにもありますので、どんなふうに著作権教育を進めればいいのかと迷われたときに、参考にさせていただけるのではないかと思います。

ちょっと時間が超過してしまったんですが、以上で終了させていただきます。(拍手)